

互助会加入事業主 様

島根県民間社会福祉事業従事者互助会理事長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけ見直しに伴う
「傷病見舞金」特例措置の終了について

本会事業の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本会では、令和3年10月より、新型コロナウイルス感染症と診断され宿泊施設または自宅で療養をされた場合（以下、「宿泊・自宅療養」）は、傷病見舞金の対象とする特例措置を実施し、令和4年9月26日（月）以降は、重症化リスクの高い方を対象に給付を継続して参りました。これらは、生命保険会社各社の宿泊・自宅療養に対する入院給付金の特別取扱に準じて実施したものです。

今般、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを、令和5年5月8日（月）以降「5類感染症」に移行するとの政府発表を受けて、生命保険会社各社は特別取扱の終了を決定しました。このことを踏まえ、下記のとおり傷病見舞金の取扱いを変更いたしますのでお知らせいたします。

記

1 傷病見舞金の給付範囲

| ケース | | 診断日 | 令和4年9月25日以前 | 令和4年9月26日~令和5年5月7日 | 令和5年5月8日以降 |
|---------------------------|-----------------|-----|-------------|--------------------|------------|
| | | | | | |
| 入院した場合 (規程上の給付対象) | | | ○ 給付対象 | ○ 給付対象 | ○ 給付対象 |
| 宿泊・自宅療養 した場合 (特例措置) | 重症化リスク の高い方* | | ○ 給付対象 | ○ 給付対象 | × 給付対象外 |
| | 上記以外の方 | | ○ 給付対象 | × 給付対象外 | × 給付対象外 |

※重症化リスクの高い方とは、「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または新型コロナウイルス罹患により酸素投与が必要な方」「妊娠されている方」です。

2 請求にあたってのお願い

①令和5年5月7日以前に診断された方（令和4年9月26日以降は重症化リスクの高い方のみ）

厚生労働省より、MyHER-SYSの療養証明書機能は、令和5年5月7日までに入力されている場合には、9月末まで利用可能であると発表されています。10月以降の取扱いは未定となっていることから、早期のご請求をお願いいたします。

②令和5年5月8日以降に診断された方（入院した場合のみ）

通常の傷病見舞金と同様の取扱いとします。

※いずれの場合も、請求期限は退院後（宿泊・自宅療養終了後）2年以内です。

3 本件に関する問い合わせ先

島根県民間社会福祉事業従事者互助会（島根県社会福祉協議会内）担当：今田
〒690-0011 松江市東津田町 1741-3

TEL:0852-32-5970 FAX:0852-32-5973 E-mail: gojokai@fukushi-shimane.or.jp